

令和7年度 四日市市男女共同参画センター会計年度任用職員(フルタイム)

女性相談支援員 採用試験要項

1. 募集職種及び採用予定人数

- (1) 募集職種 四日市市会計年度任用職員(フルタイム)(女性相談支援員)
(2) 採用予定人数 1人

2. 採用予定日 令和7年4月1日

3. 受験資格 次の(1)～(5)の条件を全て満たし、(ア)～(ク)のいずれか(令和7年3月31日までに取得見込みを含む)に該当する人

- (1) 社会福祉及び男女共同参画推進等に関心があり、諸問題を抱える女性の相談や支援等に意欲のある人
(2) 昭和40年4月2日以降に生まれた人
(3) 地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない人
(4) 外国籍の人は、永住者または特別永住者の在留資格を有する人
(5) 普通自動車免許を有する人
(ア) 社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有する人
(イ) 保健師、看護師または准看護師の資格を有する人
(ウ) 教育職員免許状を有する人
(エ) 保育士の資格を有する人
(オ) 公認心理師または臨床心理士の資格を有する人
(カ) 学校教育法に基づく大学院(修士課程)、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程において社会福祉、児童福祉、心理学、社会学の全課程(これに相当する課程でも可)を履修して卒業した人
(キ) 社会福祉主事として相談業務に1年以上従事した経験のある人
(ク) 女性センターなどで女性を対象とした相談業務に3年以上従事した経験のある人

4. 主な業務

- (1) 売春防止法(昭和31年法律第118号)第35条第3項に規定する業務
(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第4条に規定する業務
(3) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に規定する業務
(4) 女性保護事業の啓発に関する事
(5) 女性からの様々な相談を電話・面接で行い、男女共同参画の視点を持って助言や情報提供を行うこと
(6) 男女共同参画センターの受付及び貸館等センター管理に関する事
(7) 上記にかかる事務処理

5. 業務にあたって

- (1) 相談業務及びケースワーク業務に従事していただきます。
(2) 採用後、女性相談業務及び男女共同参画に関する研修等を受講していただきます。
(3) パソコンを使って文書作成・事務をしていただきます。
(4) 自ら公用車を運転して業務を行っていただきます。

6. 試験日及び会場

試験日	令和7年2月2日(日) 午前9時50分から
会場	本町プラザ3階 会議室 ほか (四日市市本町9番8号)

7. 試験内容

試験科目	内 容	
適性検査	主として職務遂行上必要な資質及び組織への適応性について測定する検査を行います。	50分
小論文	女性保護(相談業務)に関するテーマで小論文試験を行います。 (600字以上800字以内)	50分
事務能力基礎試験	国語(日本語)能力及び数的処理能力についての筆記試験を行います。	50分
面接試験	人物及び職務に対する適応性等の総合評価を行います。	

* 試験日には、鉛筆(BまたはHB)数本と消しゴム及びボールペンなどの筆記用具を持参してください。

* 合格者には、所定の期間内に健康診断を受診していただきます。

8. 合格発表

採用試験の結果発表 郵送で本人に通知します。発送は令和7年2月21日(金)頃の予定。

9. 受験手続

(1) 提出書類

- (A) 受験申込書 1部 (市規定用紙。3カ月以内に撮影した上半身・脱帽の写真[30×40mm]を貼ること。学歴・職歴欄には、最終学歴と現在にいたる経歴を記載すること)
- (B) 受験票 1枚 (市規定用紙。受験申込書と同一写真を貼り、受験申込書から切り離さないこと)
- (C) 受験資格欄 (ア)～(オ)の資格を証するものの写し、(カ)にある課程の履修証明書及び卒業証明書(最終学歴のみ)、(キ)、(ク)の経歴を証するもの。いずれか1部
ただし、(キ)、(ク)の「経歴を証するもの」の提出については、合格発表後でも可とする。
- (D) 封筒(定型) 2通 (長形3号。受験票送付用、試験結果送付用。あて名を明記し110円分の切手をそれぞれに貼ること)
- (E) 在留資格を証する書類(住民票など) 1部 (外国籍の人に限り)
※ 個人番号情報は不要です。
※ 受験に際して取得した個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。また、提出書類については返却しません。

(2) 提出先

四日市市 市民生活部 男女共同参画課

〒510-0093 四日市市本町9番8号 本町プラザ3階 四日市市男女共同参画センター内

(3) 受付期間

令和6年12月18日(水)～令和7年1月17日(金) 必着

* 郵送の場合は、封筒に「受験申込書在中」と朱書きし、受付期間内に到着するようにしてください。

(郵送の場合でも締切日までの到着分のみ有効とします)

* 持参の場合は、祝日を除く火～土曜日の午前8時30分～午後5時15分までとします。

10. 試験結果の提供

この試験に不合格になった人で希望者には、総合順位と総合得点をお知らせします。

- (1) 期間 合格発表日から1カ月間
- (2) 場所 四日市市 市民生活部 男女共同参画課
- (3) 請求方法 受験者本人が、受験票又は本人確認書類(運転免許証等)を持参の上直接申し出てください。

11. 受験についての問い合わせ

四日市市 市民生活部 男女共同参画課 TEL 059-354-8331

■採用条件

☆採用後の給与等 (令和7年4月予定)

- (1) 初任給 199,980円(金額は地域手当(10%)を含む)

☆前職歴に応じて初任給へ加算する場合があります。(同職種の前職がある場合に限りです)

☆諸手当として通勤手当、地域手当、期末・勤勉手当(4.5月分)、退職手当などが支給されます。

☆民間給与の動向に応じて改定される国家公務員給与に準拠して給与改定があります。

☆「四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」が改正される場合があります。

- (2) 勤務場所

四日市市男女共同参画センター(ただし、組織・業務の見直しなどにより他の部署への異動となることがあります。)

- (3) 勤務時間等

1週あたり38.75時間、原則として祝日を除く火～土曜日の午前8時30分～午後5時15分

- (4) 休暇

年次有給休暇が年間20日あり、残日数がある場合は翌年度に繰り越すことができます。

その他、結婚休暇、出産補助休暇など規則で定められた休暇があります。

- (5) 任用期間及び再度の任用

採用の日から同日の属する会計年度の末日を限度とする。(令和8年3月31日)

(勤務実績に基づく能力の実証により再度の任用あり。ただし、最長令和10年3月31日まで。)

(その後2年間は選考による再度の任用あり。ただし、最長令和12年3月31日まで。なお、受験年度の年度末年齢が59歳の人は、63歳を超えての選考による再度の任用はありません。)

地方公務員法第16条(欠格条項)

次の各号のいずれか該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立する政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者